

令和7年度介護支援専門員再就業等支援事業の実施に伴う就業・定着奨励金交付要綱

7福祉高介第864号

令和7年8月27日

(目的)

第1条 本要綱は、介護支援専門員再就業等支援事業実施要綱（令和7年8月19日付7福祉高介第863号。以下「実施要綱」という。）第6条の規定に基づき交付する、介護支援専門員就業・定着奨励金（以下「奨励金」という。）に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(奨励金の交付額等)

第2条 奨励金の交付額は、10万円とする。

2 実施要綱第6条（3）ア又はイの要件を満たした場合の奨励金の交付は、各1回を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項による申請は、実施要綱第6条（3）に規定する従事期間が経過した日から起算して6か月以内に提出するものとする。

(交付の決定等)

第4条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認められるときは奨励金の交付を決定し、当該交付決定の内容及びこれに付した条件等について申請者に通知する。適当と認められないときは、奨励金の不交付を決定し、当該不交付決定の内容及び理由について申請者に通知する。

2 知事は、前項による交付決定を行った場合は、速やかに申請者に奨励金を支払うものとする。

(交付申請の撤回)

第5条 申請者は、奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(奨励金の交付方法)

第6条 奨励金は、第4条で交付決定した額を確定払で交付する。

(交付決定の取消し)

第7条 知事は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又は実施要綱並びに本要綱に基づく指示に違反したとき。

(奨励金の返還)

第8条 知事は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、申請者にその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第9条 知事は、第7条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、前条の規定により奨励金の返還を命じたときは、申請者にその命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

知事は、奨励金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から新たに都が指定した納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第10条 知事は、申請者に対し奨励金の返還を命じ、申請者が当該奨励金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(適用除外)

第11条 この奨励金に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第2条の規定による適用除外についての知事の指定を受けるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この奨励金の交付に必要な事項は別に定めることとする。

附 則（令和7年8月27日付7福祉高介第864号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。